

オーストラリアの飼料安全管理

オーストラリアの畜牛に与えられる飼料については、牛肉の安全管理プログラムの一環として、以下のような安全管理が行われています。

家畜生産保証制度(LPA)

農場での食品安全と品質保証に関わる認証プログラム。出荷する家畜の薬品使用や、給餌の履歴を含む安全性管理の状況を家畜生産者が記録、全国出荷者証明書(NVD)を通して申告する。1年を通じて無作為に監査が行われ、虚偽のある申告をした出荷者には罰則が課せられる。

LPA 農場食品安全規格は以下の五つの要素から構成されている:

- 農場のリスク評価
- 安全で責任のある飼育
- 飼料用の作物・穀物・牧草の取り扱いと給餌
- 家畜の出荷準備
- 家畜の取引と移動

飼料出荷者証明書(CVD)

オーストラリアの食肉・穀物・飼料業界の食品安全に関する保証プログラム。飼料生産者は、生産にあたって農薬を使用した場合は、この証明書においてそれらを全て申告する。家畜生産保証制度(LPA)、および全国肥育場認定制度(NFAS)においては、生産者に CVD あるいはその他のシステムを使って飼料に残留農薬がないことを保証するよう求めている。

全国肥育場認定制度(NFAS)

オーストラリア国内および輸出用の穀物肥育牛を生産する肥育場に義務付けられたシステム。豪州ロットフィーダー協会(ALFA)が設定した業界の品質保証制度であり、業界が任命した委員会である肥育場認定委員会(FLIAC)によって管理される。

この認定を受けるためには、肥育場は以下に適合しなければならない。

- 業界基準を満たす肥育場独自の手順を開発し文書化する。
- 肥育場で飼育される全肉牛に対し、これらの手順が遵守されていることを示す記録をとる。
- これらの手順、記録、肥育場の施設に対し、第三者の監査を受ける。

NFAS において、特に飼料・肉牛の安全管理について定めているセクションは主に以下のとおり:

- 安全で責任のある化学物質の使用方法
肥育場管理者は、獣医薬品が安全かつ責任を持って使用されていることを確認する。
- 肉牛への獣医処置
肉牛に対して獣医処置がとられた場合には必ず記録する。肉牛は出荷前に、その肉が人の消費に適しているかどうかを評価される。
- 肥育場の肥育飼料
肥育飼料は、平均代謝エネルギー量に適合するよう準備し、その分析記録を保管する。肉牛に与える肥育飼料は、適宜法律で認められた例外を除き、動物に由来する素材を含んではならない。
- 飼料の管理
肥育場の管理者は、食用を目的とする家畜を肥育する際、外部から購入した飼料の残留農薬が規定内であることを確認する手順を実施しなければならない。

- 土壌の残留農薬
肥育場では、肉牛や農作物が規定以上の有機塩素系農薬や重金属、その他の農薬に汚染されるリスクを最小化する手順を実施していなければならない。
- 農薬および獣医薬品の入手と保管
肥育場の管理者は、合法でかつ正しく表示された薬品のみを購入、使用するよう確認する。また、安全に保管するための手順を実施する。
- 牧草・作物・穀物
牧草を家畜に食べさせたり、飼料用の作物・穀物を収穫または販売もしくはエンドユーザーに対して出荷する前に、そのような牧草や作物・穀物の休薬期間が過ぎているか、許可された農薬のみが使用されているかを確認する。
- 品質に係る記録
「NFAS 認定規則および規格」への適合を証明する記録をとっていなければならない。このような記録は、当制度の持つ外部監査機構の一助ともなる。